

## 仕 様 書

### 1. 調達物品及び構成内訳

体成分分析装置及びデータ管理ソフト、カート、ノートパソコン、長期保証、現調 1式

### 2. 仕様・規格

#### 2-1 体成分分析装置

2-1-1 周波数 : 1kHz、5kHz、50kHz、250kHz、500kHz、1000kHz

2-1-2 電力 : 70VA

2-1-3 外形寸法 : 202 (W) × 322 (L) × 53 (H) mm

2-1-4 重量 : 2Kg

#### 2-2 データ管理ソフト

2-2-1 動作環境OS : Windows7、8、10

2-2-2 メモリ : 1GB以上

2-2-3 HDD : 40GB以上の空き

2-2-4 解像度 : 1024×768以上

### 3. 調達物品に備えるべき技術的要件

#### 3-1 体成分分析装置

3-1-1 測定方法は多周波数インピーダンス法 (1kHz、5kHz、50 kHz、250 kHz、500 kHz、1000 kHz) を採用していること。

3-1-2 測定方法は8点接触型電極と付着電極の両方に対応していること。

3-1-3 各部位別 (右腕、左腕、体幹、右脚、左脚) に抵抗値が計測可能であること。

3-1-4 測定中のエラーを判定するに際し、計測中の抵抗値が色の変化により知らせることが可能であること。

3-1-5 測定項目は体水分量、細胞内水分量、細胞外水分量、筋肉量、除脂肪量、体脂肪量、体脂肪率、ECW/TBW、基礎代謝量、部位別水分量、部位別細胞内水分量、部位別細胞外水分量、部位別ECW/TBW、部位別筋肉量、骨格筋量、が測定可能であること。

3-1-6 測定姿勢は立位姿勢、仰臥位姿勢、座位姿勢で体成分測定が可能であること。

3-1-7 管理医療機器であること。

3-1-8 測定結果の算出にあたって、経験変数 (性別・年齢) が排除されていること。

3-1-9 電撃に対する保護の形式はクラス I 機器であること。

3-1-10 ディスプレイは800×480 カラーTouchColorLCDを有し、測定結果、測定履歴を見ることが可能であること。

3-1-11 入力ボタン及びタッチパネルにて入力が可能であること。

3-1-12 測定結果は自動的にプリンタから出力できること。

- 3-1-13 測定結果は 100,000 回の保存が可能であること。
- 3-1-14 USB メモリへデータ出力可能であること。
- 3-1-15 外付けバッテリーを使用し、コードレスで測定可能なこと。
- 3-1-16 リアクタンスを測定可能なこと。
- 3-1-17 専用のキャリーバック、移動用カートを有すること。

### 3-2 プリンタ

- 3-2-1 サーマルプリンタで出力が可能なこと。
- 3-2-2 A4 プリンタで出力が可能なこと。

### 3-3 USB メモリ

- 3-3-1 本体のデータをコピーできること。
- 3-3-2 本体からコピーしたデータはケーブルを介さずにパソコンに読み取ることが可能なこと。

### 3-4 データ管理システム

- 3-4-1 体成分分析装置のデータを蓄積管理し、プリンタから出力可能であること。
- 3-4-2 各部位別(右腕、左腕、体幹、右脚、左脚)、各周波数別(1kHz、5kHz、50kHz、250kHz、500kHz、1000kHz)の抵抗値が表示可能であること。
- 3-4-3 体成分分析装置の出力項目、体水分量、細胞内水分量、細胞外水分量、筋肉量、除脂肪量、体脂肪量、体脂肪率、ECW/TBW、基礎代謝量、部位別水分量、部位別細胞内水分量、部位別細胞外水分量、部位別 ECW/TBW、部位別筋肉量、骨格筋量が表示可能なこと。
- 3-4-4 測定データは、各項目をグラフ表示し経時変化がみられること。
- 3-4-5 印刷は、測定結果、履歴結果の印刷が可能であること。
- 3-4-6 測定したデータにメモ入力することが可能であること。
- 3-4-7 エクセル形式へのデータ変換が可能であること。

### 3-5 専用カート

- 3-5-1 本体の移動を簡易にするための、専用カートを有すること。

## 4. その他必要条件

### 4-1 障害支援体制

- 4-1-1 本機器に障害が発生した場合、復旧のための迅速な対応が行えること。
- 4-1-2 修理、メンテナンスは国内での対応が可能であること。

#### 4-2 設置条件

- 4-2-1 移動させるのに必要な搬入、配線、調整を行うこと。
- 4-2-2 所定の位置に無理なく設置できること。

#### 4-3 その他

- 4-3-1 日本語の操作マニュアルを提供すること。
- 4-3-2 装置の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
- 4-3-3 長期保証加入に伴い、品質保証期間を1年間から4年延長し、品質保証期間を搬入後5年間とすること。

以上